

違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反のある建物をホームページで確認できる制度です



平成30年4月1日から運用開始



©埼玉県南西部消防局

違反公表制度とは

- 利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手して利用を判断できるよう、立入検査により確認した重大な消防法令違反をインターネット上に公開する制度です。

公表の対象となる建物とは

- 遊技場、飲食店、物品販売店舗、宿泊所など不特定多数の方が出入りする建物や病院、社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物が対象となります。

公表の対象となる違反とは

- 建物に義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表時期

- 消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、違反が認められる場合に公表します。

公表方法

- 埼玉県南西部消防局のホームページへ掲載します。

公表内容

- 建物の名称、所在地、違反の内容です。

建物関係者の皆様へ

- 増築、改築、建物等の接続、テナントの入替などにより建物の面積や用途に変更があるときは、新たに消防用設備等の設置義務が生じる場合がありますので、事前に最寄りの消防署へご相談ください。

お問合せ先

埼玉県南西部消防局予防課査察指導係

048-460-0121